

特定非営利活動法人 寝屋川ラグビークラブ運用規則

2024年4月改定

(運用基準)

・当法人は、特定非営利活動法人寝屋川ラグビークラブ定款に基づき運用を実施する。なお、補足として下記事項を定め、運用実施する。

(会費)

①クラブ員

・入会金 0円 会費 年額 12,000円

(保険料、協会登録費、大会関係諸費を含む)

②小学生・中学生

・入会金 0円 会費 年額 12,000円

(保険料、協会登録費、大会関係諸費を含む)

③幼児・高校生・乙女会

・入会金 0円 会費 年額 6,000円

(保険料、協会登録費、大会関係諸費を含む)

(慶弔)

クラブ員に係る慶弔規定は次に定める。

①クラブ員の配偶者死亡

・クラブ、スクール、父母会より密1対香料5,000円

②スクール生の両親、兄弟姉妹死亡

・クラブ、スクール、父母会より密1対香料5,000円

③クラブ・スクール活動による負傷

・慶弔見舞金は支給しない。

医療費補填は、スポーツ安全協会傷害保険給付金のみとする。

④クラブ員・スクール生の死傷等はその都度、役員会を開き協議・決定する。

(免責)

・当法人は、安全面においては万全を期すが、万が一死・傷等の事故が発生した場合、一切の責任を負わない。なお、スポーツ安全協会傷害保険に加入し、その保険範囲内の保証とする。

(個人情報)

・当法人において得た個人情報は、クラブ・スクール運営の目的以外で使用しない。

